

全国公共図書館研究集会の開催にあたっての留意点

公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会

2023年2月28日

1 目的・趣旨

公立図書館の図書館職員等が職務を遂行する中で、新たに発見、研究したことを、テーマとしてそれに関連する有識者の基調報告や図書館職員等の研究報告を行い、全国の図書館職員等に報告して、図書館振興を図る。

2 主な集会参加の対象

公共図書館部会の構成員を中心とした公立図書館関係者及びそれに関心を持つ者
※公共図書館部会の構成員

公共図書館部会規程第2条により、部会は「定款第6条第1項第1号に規定する正会員である個人会員及び施設等会員のうち、部会に所属することを理事長に申し出たものにより構成され」、定款第6条で「この法人の会員は、次に掲げるものをもって構成する。(1)正会員 1)個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人(準会員に該当する者を除く。)2)施設等会員 この法人の目的に賛同して入会した図書館の施設を有する法人又はその他の団体」

3 経費

公共図書館部会経費から開催地の実行委員会等に負担金として当該年度の予算の中から支出する。2022年度は開催部門(サービス部門 総合経営部門は2部門で、1開催とする)ごとに300千円。

4 主な開催例

(1) 実行委員会等を地域図書館団体や都道府県立図書館等で構成し、構成組織の明示、事業計画、収支予算書、開催要項を策定する。

特に公費参加の窓口を広く開けるために、前年度の予算要求時までには、参加費、開催地等を明示することが望ましい。必要に応じて部会HPでそれらの広報を行う。

(2) 広報

開催地区の実行委員会等で全国の都道府県立図書館を通じて、参加が想定される対象者に周知を図る。部会HPも活用し、あわせて協会のメールマガジンや図書館雑誌も活用する。

(3) 負担金の請求

事前に支出計画を提出し、支出の時期に部会事務局に請求書をもって請求する。ただし、部会からの支出は、6月以降になる。

(4) 開催の方法

今まで多くの研究集会は1泊2日で行っているが、インターネットによる開催など、手法に広がりが出てきたため、予算の範囲内で検討し、様々に工夫して参加者も後援者も満足できる集会を実施する。

(5) 集会の記録

従前は、冊子体の記録集を作成していたが、部会では電子媒体の作成に切り替えている。ただし、各開催地区の実行委員会等が冊子体を作成することは予算の範囲内で可能とする。

(6) 集会後の対応

感染症拡大以前は、懇親会を開催していたが、地域の状況に応じて開催の有無を検討いただきたい。